

入札の実施について（公告）

下記のとおり、総合評価落札方式による一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び山形市契約規則（昭和39年市規則第18号）第18条の規定により、公告する。

平成31年4月8日

山形市長 佐藤孝弘

記

1 競争入札に付する事項

(1) 事業名

山形市立南沼原小学校校舎等改築事業

(2) 事業実施場所

山形県山形市飯沢地内ほか

(3) 事業期間

ア 設計・建設期間 事業契約締結日から平成34年10月31日まで

イ 維持管理期間 平成34年10月31日から平成50年3月31日まで

（約15年間）

2 入札執行の日時及び場所

(1) 入札書及び提案書の受付

ア 受付日時 平成31年7月29日（月）から8月2日（金）までの

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、最終日は午後3時まで。

（提出は持参によるものとする。）

イ 受付場所 山形市教育委員会管理課

(2) 開札

ア 開札日時 平成31年9月中旬（決定後、該当者に別途連絡する。）

イ 開札場所 決定後、該当者に別途連絡する。

3 入札参加者の備えるべき参加資格要件等

(1) 入札参加者の構成等

ア 入札参加者は、本事業の設計に当たる者、建設に当たる者、工事監理に当たる者、維持管理に当たる者その他業務に当たる者の複数の企業で構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）とすること。

イ 入札参加グループは、本事業を実施する特別目的会社（以下「SPC」という。）に出資する企業でSPCから直接業務を請け負う者（以下「構成員」という。）とSPCに出資しない企業でSPCから直接業務を請け負う者（以下「協力企業」という。）（以下構成員と協力企業を総称して「構成企業」という。）で構成すること。入札参加グループは、構成員のみとすることも可能とする。

ウ 構成企業は、SPCから請け負った業務の一部について、第三者に委託し、又は下請人を使用することができるが、その際は、当該委託又は請負に係る契約の締結後速やかに山形市（以下「市」という。）に通知すること。

エ 構成企業には、山形市内に本社を有する者を3者以上入れること。

オ 本事業は、地元企業のノウハウ蓄積や今後のPFI普及の意味から、山形市内に本社を有する者の積極的な参加を期待する。落札者の審査に当たっては、地域社会及び経済への貢献の度合いを考慮する。

カ 電気設備工事業者及び機械設備工事業者については、山形市内に本社を有する者をそれぞれ複数入れるよう配慮を求める。

(2) 構成員・協力企業・代表企業の選定

入札参加者は、資格審査申請時に構成員又は協力企業のいずれの立場であるかを明らかにすること。また、構成員の中から代表企業を定め、代表企業が資格審査の申請及び入札手続を行うこと。代表企業は、山形市内に本社を有する者であることが望ましい。

(3) 複数業務の禁止

同一者が複数の業務に当たることを妨げない。ただし、建設業務と工事監理業務を同一の者又は資本面若しくは人事面において関連のある者が兼ねてはならない。

※「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。以下同じ。

(4) 複数提案の禁止

入札参加者の構成員、協力企業及びこれらの企業と資本面若しくは人事面において関連のある者は、他の入札参加者の構成員及び協力企業になることができない。

(5) 入札参加者の参加資格要件（共通）

入札参加者の構成員及び協力企業は、次のいずれにも該当しない者とする。

ア 市の定める指名停止等の措置基準に基づく指名停止の措置を受けている者

イ 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当する者

ウ 山形市立南沼原小学校校舎等改築事業者検討委員会の委員及び出席を求める学識経験者が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連のある者。なお、平成30年12月19日以降に、本事業に関わって当該委員に接触を試みた者は、入札参

加資格を失うものとする。

エ 市が本事業についてアドバイザー業務を委託した次の者と資本面又は人事面において関連のある者

- (ア) 株式会社建設技術研究所
- (イ) 株式会社学校文化施設研究所
- (ウ) シリウス総合法律事務所
- (エ) 永井公認会計士事務所

オ 次のいずれかに該当する者

- (ア) 法人でない者
- (イ) 次のいずれかに該当する破産手続開始の決定を受けて復権を得ない法人又は外国の法令上これと同様に取り扱われている法人
 - a 旧会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条第1項若しくは第2項又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。
 - b 民事再生法（平成12年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。
 - c 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項の規定による会社整理の開始の申立て又は同条第2項の規定による通告がなされている者
 - d 旧破産法（大正11年法律第71号）若しくは破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産の申立て又は旧和議法（大正11年法律第72号）に基づき和議開始の申立てがなされている者
- (ウ) 役員のうち次のいずれかに該当する者がある法人
 - a 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
 - b 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
 - c 禁固以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
 - d 山形市暴力団排除条例（平成23年市条例第25号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等
 - e 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記

(イ) a から d までのいずれかに該当するもの

(エ) 暴力団員又は暴力団員等がその事業活動を支配する法人

(オ) その者の親会社等が (イ) から (エ) までのいずれかに該当する法人

(6) 入札参加者の参加資格要件（業務別）

設計、建設、工事監理、維持管理その他の各業務に当たる者は、上記(5)の要件の他にそれぞれ次の資格要件を満たすこと。

ア 設計業務に当たる者

設計業務に当たる者は、構成員又は協力企業とし、次の (ア) から (ウ) までの要件を満たすこと。ただし、設計業務に当たる者が複数である場合は、そのうちの 1 者は (ア) から (ウ) までの要件を満たし、他の者は (ア) 及び (イ) の要件を満たすこと。

(ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(イ) 市の平成 31・32 年度競争入札参加資格者名簿（建設工事、測量・建設コンサルタント等）において、建築士事務所として登録されている者であること。

(ウ) 平成 16 年 4 月 1 日以降に、延べ床面積 4,000 m²以上の学校の校舎整備に係る新築又は改築（一部を除く。）の基本設計業務又は実施設計業務を元請として受託し、かつ、履行した実績を有していること。

イ 建設業務に当たる者

建設業務に当たる者は、構成員とし、次の (ア) から (エ) までの要件を満たすこと。ただし、建設業務に当たる者が複数である場合は、そのうちの 1 者は (ア) から (エ) までの要件を満たし、他の者は (ア) 及び (イ) の要件を満たすこと。なお、(ア) から (エ) までの要件を満たす構成員を 1 者含むことで、他の者は協力企業とすることも可能とする。

(ア) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 15 条の規定に基づく工事業について、特定建設業の許可を受けていること。

(イ) 市の平成 31・32 年度競争入札参加資格者名簿（建設工事、測量・建設コンサルタント等）に登録されていること。

(ウ) 市の平成 31・32 年度競争入札参加資格者名簿（建設工事、測量・建設コンサルタント等）に建築一式工事として登録されており、格付が A 等級かつ総合点数が 870 点以上のものであること。

(エ) 平成 16 年 4 月 1 日以降に、延べ床面積 4,000 m²以上の学校校舎の工事を施行した実績を単独又は共同企業体の構成員（いずれも元請）として有していること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、その共同企業体のうち最大の出資比率で、自社の監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置した場合に限る。

ウ 工事監理業務に当たる者

工事監理業務に当たる者は、構成員又は協力企業とし、次の(ア)から(ウ)までの要件を満たすこと。ただし、工事監理業務に当たる者が複数である場合は、そのうちの1者は(ア)から(ウ)までの要件を満たし、他の者は(ア)及び(イ)の要件を満たすこと。

- (ア) 建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (イ) 市の平成31・32年度競争入札参加資格者名簿（建設工事、測量・建設コンサルタント等）において、建築士事務所として登録されている者であること。
- (ウ) 平成16年4月1日以降に、延べ床面積4,000㎡以上の学校の校舎整備に係る新築又は改築（一部を除く。）の基本設計業務、実施設計業務又は工事監理業務を元請として受託し、かつ、履行した実績を有していること。

エ 維持管理業務に当たる者

維持管理業務に当たる者は、構成員又は協力企業とし、次の(ア)及び(イ)の要件を満たすこと。維持管理業務に当たる者が複数である場合は、全ての者が(ア)及び(イ)の要件を満たすこと。

- (ア) 維持管理業務の遂行において、担当する業務に必要な資格（許可、登録、認定等）及び資格者を有すること。
- (イ) 市の平成31・32年度競争入札参加資格者名簿（物品・業務委託）に登録されている者であること。

オ その他業務に当たる者

アからエまでの業務に当たらない者が参加する場合は、その他業務に当たる者として参加するものとする。その他業務に当たる者は、構成員又は協力企業とし、次の(ア)及び(イ)の要件を満たすこと。

- (ア) 業務の遂行において、担当する業務に必要な資格（許可、登録、認定等）及び資格者を有すること。
- (イ) 市の平成31・32年度競争入札参加資格者名簿（登録分野は問わない。）に登録されている者であること。

(7) 市の入札参加資格を有さない者の参加

平成31・32年度競争入札参加資格者名簿に登録されていない者で、新たに登録を希望する者は、入札参加資格審査の受付までに登録を行うこと。

(8) 参加資格の確認基準日

参加資格確認基準日は、資格審査受付日とする。

(9) 参加資格の喪失

ア 参加資格確認基準日の翌日から開札日までの間、入札参加グループの構成員又は協力企業のいずれかが入札参加資格を欠くに至った場合は、当該入札参加グループは入札に参加できない。ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業が入札参加資格を欠くに至

った場合は、当該構成員又は協力企業を変更した上で、資格・能力等の面で支障がないと市が判断した場合には、当該入札参加グループは入札に参加できるものとする。

イ 開札日の翌日から落札者決定日までの間、入札参加グループの構成員又は協力企業のいずれかが入札参加資格要件を欠くに至った場合は、市は、当該入札参加グループを落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業が入札参加資格を欠くに至った場合は、当該構成員又は協力企業を変更した上で、市が入札参加資格の確認及び設立予定のSPCの事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障を来さないと判断した場合は、当該入札参加グループの入札参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うことができるものとする。

ウ 落札者決定日の翌日から契約締結日までの間、落札者の構成員又は協力企業が入札参加資格要件を欠くに至った場合は、市は、落札者と事業契約を締結しない場合がある。この場合において、市は、落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業が入札参加資格を欠くに至った場合は、当該構成員又は協力企業を変更した上で、市が入札参加資格の確認及び設立予定のSPCの事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障を来さないと判断した場合は、当該落札者と事業契約を締結する。

4 契約条項等を示す場所

市のホームページに掲載する。

5 入札保証金

山形市契約規則第5条第2号の規定により免除する。

6 契約保証金

契約保証金については、設計・建設期間において設計・建設業務の対価から割賦手数料を除いた額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額の100分の10以上を納付すること。ただし、事業者が、設計・建設業務に係る債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は市が确实と認める金融機関等の保証を付した場合は、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとする。また、事業者が自己の責任及び費用負担において、市又は事業者を被保険者とし、設計・建設業務の対価から割賦手数料を除いた額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額の100分の10以上に相当する金額を保証金額とする履行保証保険契約を自ら締結し、若しくは工事請負人等をして履行保証保険契約を締結させる場合には、契約保証金を免除する。なお、事業者は、自らを被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合には、保険金請求権の上に、市を第一順位とする質権を設定すること。

7 入札の中止

入札参加者が1者の場合も入札を行う。ただし、入札妨害又は談合行為の疑い、不正又は不誠実な行為等により公正に入札を執行できないと認められるとき、又は競争性を確保し得

ないと認められるときは、入札の執行延期、再入札公告又は入札の取りやめ等の対処を図る場合がある。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者又は虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) 入札参加者が営業停止処分又は指名停止の措置を受け、入札時点において営業停止又は指名停止の期間中である場合は、その者のした入札
- (3) 入札書に事業名のない又は事業名に誤りのある入札
- (4) 入札書に入札参加者の記名及び押印のない又は判然としない入札
- (5) 入札書の金額の記載がない若しくは不明確な入札又は金額を訂正した入札
- (6) 1つの入札について同一の者がした2つ以上の入札
- (7) 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札
- (8) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

9 入札参加資格審査の受付日時及び場所

(1) 受付日時

平成31年7月1日（月）から平成31年7月5日（金）までの
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、最終日は午後3時まで。
（提出は持参によるものとする。）

(2) 受付場所

山形市教育委員会管理課

10 その他

上記に定めるもののほか、入札の方法その他本件入札の実施等に関しては、別紙「入札説明書」に定めるところによる。

11 問合せ先

- (1) 担当部署 山形市教育委員会管理課
- (2) 住 所 〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号
- (3) 電 話 (023) 641-1212（内線606）
- (4) F A X (023) 641-2531
- (5) 電子メールアドレス kyouiku@city.yamagata-yamagata.lg.jp
- (6) ホームページアドレス <https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp>

